

錦江町農業委員会 12月総会議事録

○ 開催日時 平成28年12月15日(木) 午後3時30分から

○ 開催場所 錦江町役場 庁議室

○ 出席委員(18人)

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	基 岸澄
委員	3番	厚ヶ瀬博文
〃	5番	平原 栄
〃	6番	欠 番
〃	7番	毛下 利美
〃	8番	寺田 郁哉
〃	9番	安水 純一
〃	10番	牧原 昇
〃	11番	元丸 敏朗
〃	12番	鍋 康博
〃	13番	徳永 哲朗
〃	14番	貫見 和洋
〃	15番	畠中 正秋
〃	16番	山中 徹
〃	17番	鳥越 秀一
〃	18番	樋渡 俊信
〃	19番	鈴 一磨
〃	20番	本釜 好子

○ 欠席委員(1人)

委員	4番	水流 豊美
----	----	-------

○事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 永田 宗成

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第28号 農地法第3条許可申請について

議案第29号 農地法第4条許可申請について

議案第30号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第31号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議 長	<p>只今より平成28年12月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日は、水流委員からの欠席届けが提出されておりますが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に5番 平原委員と7番 毛下委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	「会務報告と説明」
議 長	只今の会務報告について、質問等はありませんか。
全委員	(発言なし)
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>議案第24号 農地法第3条許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第28号について説明いたします。</p> <p>先ず、受付番号8号の譲渡人は、K・Mさん、K県在住の方です。</p> <p>申請地は、城元字中牟田1673番、台帳は田、地積は479㎡となっております。</p> <p>譲受人はN・Aさん、K自治会在住の方です。</p> <p>この申請は贈与による所有権移転となっております。</p> <p>N・Aさんの経営状況は、世帯員3名、労働力2名、自作地3,416㎡、小作地1,468㎡で、水稻、甘藷を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター、耕耘機各1台となっております。</p> <p>この件の担当調査員は、17番 鳥越委員です。以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を、17番鳥越委員お願いします。</p>
17番鳥越委員	<p>はい。報告いたします。</p> <p>このN・Aさんのお父さんとKさんのお父さんが仲が良くて、その当時贈与ということでされていて、ずっとそのまま、今回、名義を変えるということでこういうふうになりました。</p> <p>N・Aさんは、T委員と同級生の息子さんが2、3年前に帰ってこられて、一緒に農業をされていて、何ら問題は無いかと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第28号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第28号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第28号については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議 長	<p>議案第29号 農地法第4条許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第29号について説明いたします。</p> <p>受付番号11号については、農家住宅、農業用倉庫のための追認の転用申請となっています。</p> <p>申請人はY・Eさん、Y自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、神川字宿利原7272番8、地目は畑、地積は308㎡となっています。</p>

	<p>6頁から10頁にかけて、位置図、配置図等を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>この件の担当調査員は、1番 宿利原委員です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、私の方から調査報告をいたします。</p>
1番 宿利原委員	<p>12月12日に事務局と3人でここを調査しましたが、この土地は昭和43年ごろ道路が家と畑の真ん中を通りまして、そこが宅地だったかどうか分からない状態で家を作っていましたが、長男が結婚をしまして、元あった宅地近くに家を作った訳ですが、三男と一緒にEさんが住んでいます。何ら問題は無いかと思えます。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ただいま、調査報告をいたしましたが、質疑はありませんか。</p>
事務局	<p>場所がちょっと分かりづらいと思いますが、場所は会長の家を通り過ぎて宿利原の公民館があるんですけれども、その宿利原公民館の入り口の隣の家です。</p>
19番 鈴 委員	<p>ここは宅地だと思って作った訳ですか。</p>
1番 宿利原委員	<p>宅地があつて、前の道路もあつて、何か変なふうに。</p>
事務局	<p>宅地だったのを、地籍調査で地目が畑に変わったんです。それを本人さん達は地目は宅地のままだというふうに思っていて作っていらっやって、今回、調査で畑になったままなので、申請をされたところです。</p>
10番 牧原委員	<p>建築申請を出されるときに分からないの。</p>
1番 宿利原委員	<p>個人でされているので。</p>

事務局	<p>息子さんが作ったと言われたので家を。普通は建築確認とか取るんですけども、自己資金とかされると、中々そういうのもされないで作ったりされていると分からないです。おまけに昔が宅地だったので、宅地だからということで、もうそのまま作ってしまったということです。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これから、議案第29号を採決します。 お諮りします。 議案第29号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがいまして、議案第29号については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第30号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請についてを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>先ず、議案第30号について説明いたします。 受付番号11号の譲渡人は、S・Hさん、N県在住の方です。 申請地は馬場字染川4407番1、地目は田、地積は737㎡となっています。 譲受人は、S・Kさん、S自治会在住の方です。 S・Kさんの経営状況は、世帯員5名、農業従事者5名、自作地50,051㎡、小作地138,388㎡で、甘藷、茶を主体とした経営をされています。 農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター5台、トラック4台、掘り取り機、ハーベスター各1台となっています。 この件の担当調査員は19番 鈴委員です。</p>

	<p>次の受付番号12号の譲渡人は、M・Sさん、T自治会在住の方です。</p> <p>申請地は田代麓字久木野5166番538、地目は畑、地積は11,565㎡となっています。</p> <p>譲受人は、T・Yさん、B自治会在住の方です。</p> <p>T・Yさんの経営状況は、世帯員5名、農業従事者4名、自作地106,089㎡、小作地28,716㎡で、茶、露地野菜を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は250日で、農業機械の所有状況は、トラクター1台、トラック4台、茶摘採機、防除機各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は2番 基委員です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず、受付番号11号について、19番 鈴委員お願いいたします。</p>
19番 鈴委員	<p>はい。11号でございますが、これはS・Hさんが農業廃止ということでございまして、前々回の定例総会であっせんにならなりました案件でございまして、あっせん成立ということでございます。S・Kさんは、今までも何回も出て来る名前でございます、S・Mさんの息子さんで、甘藷とお茶を一生懸命頑張っている青年でございます。何ら問題は無いと思います。終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号12号について、2番 基委員お願いいたします。</p>
2番 基委員	<p>はい。報告いたします。</p> <p>この案件は10月にあっせんにならなりました案件でございます。T・YさんとM・Sさん、この二人は同じB集落ですけれども、隣り合わせで、集落でも一番高いところ、標高528mの錦江町で一番高いところ。場所的には稲尾の裾の方にある所です。このTさんが当時平成元年煙草を作っていたけれども、その煙草を作るためにお金があるということで、このTさんのお父さんに売買を平成元年にされたそうです。そこで売買は成立しているんですけども、資金を得るために担保設定を組まれたということで、名義は直らなかつたということで、27年まで、本当は19年で終わる予定でしたけれども、27年まで引っ張られたと、そういうことで最近になって名義を変えるために出て来た案件でございます。Tさんのお父さんが買われたんですけども、息子さんは認定農家で、今、茶工場も持って、労働力もあって、錦江町の定める要件はクリアしていると思いますので、何ら問題は無いと思います。よろしく申し上げます。以上で</p>

	す。
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
2 番 基 委員	<p>ちなみに言い忘れましたけれども、価格は〇〇万円だったそうです。</p>
19番 鈴 委員	<p>私も申し忘れましたけれども、これだけ1筆で〇〇万円だったそうです。</p>
議 長	<p>質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第30号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第30号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第30号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第31号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請についてを議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>会議資料のとおり、今回は130筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を6回に分けて行い、事務局説明と調査員の報告は継続の案件を省略し、新規のみの案件だけとして、その都度議決したいと思います。ご異議ありませんか。</p>

委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第31号のうち、受付番号337号から365号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第31号のうち、議案第337号から365号までを説明いたします。</p> <p>受付番号337号から344号までは継続ですので省略いたします。</p> <p>受付番号345号の貸し人はS・Zさん、K自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、田代川原字江郷1804番3、地目は田、地積は820㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成28年12月16日から平成33年12月14日までで、小作料金は1,500円となっています。</p> <p>一方、借り人は、Y・Yさん、T自治会在住の方です。</p> <p>Y・Yさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地1,719㎡、小作地16,670㎡で、水稻、レンコンを主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は280日で、農業機械の所有状況は、トラクター、コンバイン、田植機各1台、乾燥機2台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は7番 毛下委員です。</p> <p>次の受付番号346号から360号までは継続ですので省略いたします。</p> <p>次の361号の貸し人はK・Tさん、H自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、田代麓字永山1275番1、地目は畑、地積は530㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成28年12月15日から平成33年12月14日までで、小作料金は3,000円となっています。</p> <p>一方、借り人は、O・Mさん、E自治会在住の方です。</p> <p>O・Mさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地14,238㎡、小作地29,523㎡で、水稻、甘藷を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、つる払い機、掘り取り機、軽トラック各1台となっています。</p> <p>次の362号の貸し人はT・Tさん、N自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、田代麓字溝下635番、地目は田、地積は925㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成28年12月15日から平成38年12月14日までで、小作料金は米1俵となっています。</p>

一方、借り人は、S・Mさん、N自治会在住の方です。

S・Mさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、小作地5, 825㎡で、水稻、養鶏を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、田植機、脱穀機、刈取り機、軽トラック各1台となっています。

次の363号の貸し人はA・Fさん、H自治会在住の方です。

申請地は、田代麓字溝下631番1、地目は田、地積は826㎡となっています。

貸付期間は、平成28年12月15日から平成34年12月14日までで、小作料金は米1俵となっています。

借り人は362号と同じ、S・Mさんです。

次の364号の貸し人はH・Fさん、N自治会在住の方です。

申請地は、田代麓字井手口211番1、地目は田、地積は1, 235㎡となっています。

貸付期間は、平成28年12月15日から平成33年12月14日までで、小作料金は米2俵となっています。

借り人は362号と同じ、S・Mさんです。

次の365号の貸し人はK・Tさん、N市在住の方です。

申請地は、田代麓字須崎671番1、地目は田、地積は1, 712㎡となっています。

貸付期間は、平成28年12月15日から平成33年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

一方、借り人は、Y・Hさん、Y自治会在住の方です。

Y・Hさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地5, 173㎡、小作地72, 812㎡で、水稻、肉用牛を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、コンバイン、モア、ロールベイラー、田植機、軽トラック各1台となっています。

受付番号361号から365号までの担当調査員は、12番 鍋委員です。

以上です。

議長

ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いします。

先ず、受付番号345号について、7番 毛下委員お願いいたします。

7番
毛下委員

報告します。

S・Zさんが、ちょっと体が不自由ということで、もう作れないということで、T自治会のYさんにお問い合わせされました。Yさんは米、今レンコンに取り組んでお

	<p>られます。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号361号から365号について、12番 鍋委員お願いいたします。</p>
12番 鍋 委員	<p>はい。説明いたします。</p> <p>先ず、受付番号361号ですが、場所は先月も説明いたしましたが、南大隅高校田代分校跡を通り過ぎて、約400m先を左側に折れた先の肝属南部造成地の永山団地の一角で、前の説明の時のさせて頂いた方々の土地等の近くにあります。借り主のO・Mさんは奥さんと2人で、米、甘藷、他にカボチャ、生姜など、手広く耕作されておられます。農地の管理もしっかりなされておられ、認定農業者でもあり、常に強い意欲を持って取り組んでおられまして、何ら問題は無いと思います。</p> <p>次の362、363、364号ですが、先ず、362、363号の場所は、田代の中心部にある田代小学校の隣に北尾神社がありますが、この神社から北側へ100m程の所にあります。又、364号は田代の中心部交差点から池田・半下石方面に向かって約2kmほど先に長谷公民館がありますが、この公民館の少し手前の川沿いにあります。前耕作者が規模縮小を図られ更新をされなかったため、鶏舎周辺の農地を未だあっせんして欲しいという要望等もあり、Sさんをお願いしたものです。Sさんは地鶏の生産販売及び卵の販売、又、特殊米を使った米作り等をされ、自ら流通経路も開拓されておられるようです。水利組合長を引き受けられたり、水路の管理、猪対策の電柵導入の申請など、熱心に活動もされておられます。錦江町の定める要件もクリアされておられると思いますので、問題は無いと思います。</p> <p>最後に365号ですが、場所は、今年町民体育大会が開かれました田代中央運動場の駐車場と国道448号線との間にある農地になります。借り人のY・Hさんは、息子さんと2人で米作りと生産牛32頭の飼育をされておられます。優秀な子牛のだけでなく、品評会等でも良い成績を納めされているなど、熱心な農家です。認定農業者でもあられ、錦江町の定める要件もクリアされていると認められ、何ら問題は無いと思います。以上です。よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各調査員から調査報告がありました。質疑はありませんか。</p>

5 番 平原委員	米1俵というのはバインダー袋で。
12番 鍋 委員	はい。バインダー袋で34kg入りと本人はおっしゃっていました。
議 長	他に質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第31号のうち、受付番号337号から365号までを採決します。 お諮りします。 議案第31号のうち、受付番号337号から365号までは、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第31号のうち、受付番号337号から365号までは、原案のとおり決定しました。
議 長	次に、議案第31号のうち、受付番号366号から375号までを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは議案第31号のうち、議案第366号から375号までを説明いたします。 まず、受付番号366号の貸し人はS・Fさん、K市在住の方です。 申請地は、神川字河崎2643番1、地目は田、地積は854㎡となっています。 貸付期間は、平成28年12月15日から平成33年12月14日までで、小作料金は12,000円となっています。 一方、借り人は、F・Yさん、K自治会在住の方です。 F・Yさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、小作地4,424㎡

で、水稻、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、管理機、動噴、軽トラック各1台となっています。

この件の担当調査員は、13番 徳永委員です。

次の受付番号367号から372号までは継続の案件ですのでお目通し下さい。

次の受付番号373号、374号の貸し人はS・Tさん、G自治会在住の方です。

申請地は373号が田代川原字坂ノ上3042番2、地目は田、地積は980㎡、374号が田代川原字坂ノ上3042番3、地目は田、地積は567㎡で、2筆の合計は1,547㎡となっています。

貸付期間は平成28年12月16日から平成33年12月14日までで、小作料金は10a当たり8,000円となっています。

一方、借り人は、S・Sさん、G自治会在住の方です。

S・Sさんの経営状況は、世帯員4名、農業従事者2名、自作地24,230㎡、小作地5138㎡で、水稻、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、トラック各1台となっています。

次の受付番号375号の貸し人はI・Iさん、K自治会在住の方です。

申請地は田代川原字柴立ノ下244番、地目は田、地積は1,565㎡となっています。

貸付期間は平成28年12月16日から平成33年12月14日までで、小作料金は米(30kg)2俵と4,490円となっています。

一方、借り人は、345号と同じY・Yさんです。

受付番号373号から375号までの担当調査員は、14番 貫見委員です。以上です。

議長

ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いします。

先ず、受付番号366号について、13番 徳永委員お願いいたします。

13番
徳永委員

はい。説明いたします。

この物件は前任者が、借りておられた方が体調不良ということで解約をしたいと申し出があつて、合意解約の下、新しくF・Yさんに契約しなおした分です。F・Yさんは、水稻、ブロッコリー、或いは玉ねぎといった露地野菜を中心に取り組んでおられます。特に露地野菜の方は有機農業を主体とした取り組みを進め

	<p>ておられまして、他の土地を含めて意欲的に生産して管理をされている方です。小作料金は前任者の方の分も、Sさんの方はそのまま継続したいという意向でしたので、Sさんの方も良かろうということで、納得して契約をしております。本人は借りている土地だけで耕作されていますが、まだまだ面積も広げたいと意欲のある方ですので、何ら問題は無いと思います。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に受付番号373号から375号までについて、14番 貫見委員お願いいたします。</p>
14番 貫見委員	<p>はい。ご報告いたします。</p> <p>373号と374号の借り人のS・Sさんでございますが、Sさんは露地野菜を中心に経営をされていまして、認定農家でもございまして、錦江町の定める要件はクリアされていると思いますので、何ら問題は無いかと思います。</p> <p>次に375号の借り人はY・Yさんです。この方は林業の仕事を中心にされておられまして、休みを利用して水稲や園芸の方を経営されておられます。</p> <p>この方も錦江町の定める要件はクリアされていると思いますので、問題は無いかと思います。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各担当調査員から調査報告がありました。質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第31号のうち、受付番号366号から375号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第31号のうち、受付番号366号から375号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>

議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第31号のうち、受付番号366号から375号までについては、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第31号のうち、受付番号376号から429号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第31号のうち、受付番号376号から429号までについて説明いたします</p> <p>先ず、受付番号376号は継続の案件ですので、お目通し下さい。</p> <p>次の、受付番号377号の貸し人はM・Yさん、T自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、神川字外戸口1081番1、地目は畑、地積は2,168㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成28年12月15日から平成33年12月14日までで、小作料金は16,000円となっています。</p> <p>一方、借り人は、S・Kさん、K自治会在住の方です。</p> <p>S・Kさんの経営状況は、世帯員7名、農業従事者4名、自作地24,679㎡、小作地10,739㎡で、水稻、肉用牛、バレイショを主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター2台、管理機5台、トラック、田植機、コンバイン、耕運機各1台となっています。</p> <p>次の378号から381号までは継続の案件ですのでお目通し下さい。</p> <p>次の382号から387号までの貸し人はU・Sさん、T自治会在住の方です。</p> <p>申請地は382号が神川字宇都前115番2、地目は田、地積は645㎡、383号が神川字砂田193番1、地目は田、地積は1,167㎡、384号が神川字砂田193番4、地目は田、地積は205㎡、385号が神川字岩淵1009番13、地目は畑、地積は5,828㎡のうち3,468㎡386号が神川字前目2,106番1、地目は畑、地積は2,121㎡、387号が神川字前目2,108番、地目は畑、地積は667㎡で、6筆の合計は8,273㎡となっています</p> <p>貸付期間は平成28年12月15日から平成31年12月14日までで、小作料金は米(籾)8俵と70,000円となっています。</p> <p>一方、借り人は、F・Sさん、K市在住の方です。</p> <p>F・Sさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者1名、自作地4,195㎡、小作地9,679㎡で、水稻、バレイショを主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、田植機、コ</p>

ンバイン各1台、管理機3台となっています。

次の388号、389号までは継続の案件ですのでお目通し下さい。

次の391号から392号までの案件は、1筆を3人で借りていましたが、今回Hさんが全部借りるということで、継続の案件として取り扱いますので、お目通し下さい。

次の393号から405号までは継続の案件ですのでお目通し下さい。

次の406号から409号までの貸し人はN・F夫さん、T自治会在住の方です。

申請地は406号が神川字下牧957番、地目は畑、地積は1,657㎡、407号が神川字下牧945番、地目は畑、地積は1,141㎡、408号が神川字下牧946番、地目は畑、地積は1,200㎡、409号が神川字下牧947番1、地目は畑、地積は1,270㎡で、4筆の合計は5,268㎡となっています。

貸付期間は平成28年12月15日から平成33年12月14日までで、小作料金は、406号が48,000円、407号から409号までが全部で108,000円となっています。

一方、借り人は、(株)Iさん、T自治会に拠点を置く法人です。

Iさんの経営状況は、構成員3名、小作地37,661㎡で、茶を主体とした経営をされています。

農業機械は共同利用となっています。

次の受付番号410号、411号の貸し人はH・Sさん、K自治会在住の方です。

申請地は410号が城元字門之口3327番1、地目は畑、地積は1,374㎡、411号が城元字門之口3327番2、地目は畑、地積は2,746㎡で、2筆の合計は4,120㎡となっています。

貸付期間は、平成28年12月15日から平成38年12月14日までで、小作料金は全部で30,000円となっています。

一方、借り人は、T・Yさん、F自治会在住の方です。

T・Yさんの経営状況は、世帯員5名、農業従事者1名、自作地、小作地はありませんが、シキミを主体に新規就農予定者となっています。

次の受付番号412号、413号の貸し人はS・Mさん、M自治会在住の方です。

申請地は412号が城元字宮ケ原2060番、地目は畑、地積は289㎡、413号が城元字宮ケ原2057番4、地目は畑、地積は2,941㎡で、2筆の合計は3,230㎡となっています。

貸付期間は、平成28年12月15日から平成38年12月14日までで、

	<p>小作料金は全部で15,000円となっています。</p> <p>一方、借り人は、410号からと同じT・Yさんです。</p> <p>次の414号から429号までは継続の案件ですので、お目通し下さい。</p> <p>受付番号376号から429号までの担当調査員は、16番 山中委員です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を、16番 山中委員お願いします。</p>
16番 山中委員	<p>Mさんの一部新規というのが、S・Kさんがありますが、これは以前、F・Sさんが作っていたのを、S君がもうちょっと作れないということでK君に口頭で貸していたものですが、当たり前に今度契約をし直しました。K君は生産牛と園芸を中心にやっており、息子夫婦も土・日には加勢をしております。</p> <p>下のU・S君ですが、この方の田んぼ・畑をF・Sさんがコマツを辞めて、こっちで農業をするということで、馬鈴薯を200俵植えるということで申請をされております。</p> <p>開けて、又、U・Sさんの2筆をH・Kさんが借りるということで出しております。Hさんは馬鈴薯を100袋以上植えて、園芸を中心に頑張っております。</p> <p>それから次の頁のN・Fさんの茶園をIさんなんです、Kさんで申請していましたが、今回、法人のIさんで申請されております。よろしく願いいたします。</p> <p>それと一番最後のH・Sさん、山添のタバコ団地があったんですが、その近くです。T・Kさん、この方は元々上之宇都の奥の方の家の方で、旦那さん衛生社に勤めており土・日は手伝いをしております。親子で農業を3人でやっております。シキミを植えるということでよろしく願いします。</p> <p>開けて、S・Mさんですが、ちょうど河上神社から上に行ったところの展望台の下の所の畑があります。そこをこのT・Yさんが借りたいということで、ここもまたシキミを植えてありますけれども、新規就農で頑張っていきたいということで申請を出しておられます。よろしく願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
8番 寺田委員	<p>このT・Kさんは新規就農。</p>

16番 山中委員	今も親の手伝いでインゲンを作ったりしているんですが。
事務局	Tさんについては、親とは別に経営を始めるということで、今、新規就農の方の申請をされています。メインとしてはシキミをされるということで、あとちょっと野菜関係をされるということで、別経営ということで新規就農の申請を上げている段階で、上げるために農地が無いと申請できませんので、今回上がって来たものです。
議長	他に質疑はありませんか。
委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	質疑なしと認めます。 これから、議案第31号のうち、受付番号376号から429号までを採決します。 お諮りします。 議案第31号のうち、受付番号376号から429号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第31号のうち、受付番号376号から429号までについては、原案のとおり決定しました。
議長	次に、議案第31号のうち、受付番号430号から450号までを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは議案第31号のうち、受付番号430号から450号までについて説明いたします 受付番号430号から447号までは、継続の案件ですのでお目通し下さい。 次に受付番号448号、449号の貸し人はM・Eさん、K市在住の方です。 申請地は448号が馬場字西ノ下844番1、地目は田、地積は913㎡、4

	<p>49号が馬場字西ノ下863番、地目は田、地積は2,252㎡で、2筆の合計は3,165㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成28年12月15日から平成38年12月14日までで、小作料金は全部で米12俵となっています。</p> <p>一方、借り人は、K・Kさん、S自治会在住の方です。</p> <p>K・Kさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者1名、雇用が4名、小作地31,474㎡で、水稻、バレイショ、青ネギを主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター2台、田植機、コンバイン、乾燥機、ハーベスター、ブーム各1台となっています。</p> <p>受付番号448号、449号の担当調査員は、20番 本釜委員です。</p> <p>次の450号は継続の案件ですのでお目通し下さい。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を、20番本釜委員お願いします。</p>
20番 本釜委員	<p>報告いたします。</p> <p>借り人のK・Kさんは、ネギを主体に沢山の作物を作られています。朝早くから精力的に仕事をされています。圃場も綺麗にされており、認定農業者でもあります。錦江町の定める条件は全てクリアされていると考えます。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第31号のうち、受付番号430号から450号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第31号のうち、受付番号430号から450号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>

議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第31号のうち、受付番号430号から450号までについては、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>ここで、○番 ○委員の退席を求めます。</p> <p>(○委員 退席)</p>
議 長	<p>次に議案第31号のうち、受付番号451号を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第31号のうち、受付番号451号を説明します。</p> <p>受付番号451号は継続の案件ですので、お目通し下さい。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第31号のうち、受付番号451号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第31号のうち、受付番号451号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第31号のうち、受付番号451号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>ここで○番 ○委員の入室を求めます。</p> <p>(○委員 入室)</p>
議 長	<p>次に議案第31号のうち、受付番号452号から466号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>

事務局

それでは議案第31号のうち、受付番号452号から466号までについて説明いたします

先ず受付番号452号から464号の貸し人は公益財団法人 県地域振興公社です。

申請地は452号が田代川原字鎮守ケ迫5, 932番、地目は畑、地積は2, 911㎡、453号が田代川原字鎮守ケ迫5, 936番1、地目は畑、地積は681㎡、454号が田代川原字鎮守ケ迫5, 936番2、地目は畑、地積は326㎡、455号が田代川原字鎮守ケ迫5, 936番3、地目は畑、地積は252㎡、456号が田代川原字鎮守ケ迫5, 936番4、地目は畑、地積は1, 495㎡、457号が田代川原字鎮守ケ迫5, 937番、地目は畑、地積は2, 875㎡、458号が田代川原字菖蒲ケ迫5, 968番1、地目は畑、地積は559㎡、459号が田代川原字菖蒲ケ迫5, 968番2、地目は畑、地積は449㎡、460号が田代川原字菖蒲ケ迫5, 968番3、地目は畑、地積は1, 644㎡、461号が田代川原字鎮守ケ迫5, 933番、地目は畑、地積は2, 895㎡、462号が田代川原字鎮守ケ迫5, 938番1、地目は畑、地積は1, 012㎡、463号が田代川原字菖蒲ケ迫5, 967番1、地目は畑、地積は1, 191㎡、464号が田代川原字菖蒲ケ迫5, 967番2、地目は畑、地積は1, 448㎡で、13筆の合計は17, 738㎡となっています。

貸付期間は、平成29年1月1日から平成31年12月12日までで、小作料金は177, 380となっています。

一方、借り人は、I・Mさん、B自治会在住の方です。

I・Mさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者2名、自作地61, 619㎡、小作地8, 153㎡で、茶、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、摘採機、防除機各1台となっています。

この件については、農地中間管理事業特例事業で県地域振興公社からIさんが3年後に買受けるもので、その間借入れるものです。

次の受付番号465号、466号の貸し人は公益財団法人 県地域振興公社です。

申請地は465号が馬場字西ノ下887番、地目は田、地積は813㎡、466号が馬場字西ノ下897番1、地目は田、地積は1, 043㎡で、2筆の合計は1, 856㎡となっています。

貸付期間は、平成29年1月1日から平成31年12月12日までで、小作料金は37, 120となっています。

一方、借り人は、(株) Tさん、K自治会に拠点を置く法人です。

(株) Tさんの経営状況は、構成員2名、雇用が23人、自作地1, 485㎡、小作地152, 774㎡で、露地野菜を主体とした経営をされています。

	<p>農業機械の所有状況は、トラック9台、トラクター6台、管理機3台、乗用管理機2台、田植機・コンバイン各1台となっています。</p> <p>この件についても、農地中間管理事業特例事業で県地域振興公社から（株）Tさんが3年後に買受けるもので、その間借入れるものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>（委員の中から「なし」の声）</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第31号のうち、受付番号452号から466号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第31号のうち、受付番号452号から466号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>（委員の中から「異議なし」の声）</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第31号のうち、受付番号452号から466号までについては、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>以上で、平成28年12月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。</p>